

別紙 2

「水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び資機材等の材質に関する試験の一部改正について」（平成 16 年 2 月 9 日付け健水発第 0209001 号）別添 1 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前													
<p>浸出用液の調製における水質の確認方法及び浸出液の分析方法</p> <p>改正後の「資機材等の材質に関する試験」（平成 12 年厚生省告示第 45 号）における浸出用液の調製における水質の確認方法及び浸出液の分析方法の具体例については、それぞれ表 1、表 2 のとおりとする。</p> <p>なお、試験操作の設定にあたっては、各検査機関の裁量が認められているところであるが、「水道水質検査のための妥当性評価ガイドラインについて」（平成 24 年 9 月 6 日付健水発 0906 第 1～4 号厚生労働省健康局水道課長通知）<u>（最終改正：平成 29 年 10 月 18 日付薬生水発 1018 第 1～4 号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）</u>に基づき、各検査機関で定めた試験方法の妥当性を予め確認すること。</p> <p style="text-align: center;">表 1 浸出用液の調製における水質の確認方法</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">(略)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>残留塩素</td> <td>「水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成 15 年厚生労働省告示 318 号）」の別表第 1、同別表第 2、<u>同別表第 3</u>又は同別表第 6 に定める方法</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">表 2 浸出液の分析方法</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">(略)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> </table>		(略)	(略)	残留塩素	「水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成 15 年厚生労働省告示 318 号）」の別表第 1、同別表第 2、 <u>同別表第 3</u> 又は同別表第 6 に定める方法	(略)	(略)	<p>浸出用液の調製における水質の確認方法及び浸出液の分析方法</p> <p>改正後の「資機材等の材質に関する試験」（平成 12 年厚生省告示第 45 号）における浸出用液の調製における水質の確認方法及び浸出液の分析方法の具体例については、それぞれ表 1、表 2 のとおりとする。</p> <p>なお、試験操作の設定にあたっては、各検査機関の裁量が認められているところであるが、「水道水質検査のための妥当性評価ガイドラインについて」（平成 24 年 9 月 6 日付健水発 0906 第 1～4 号厚生労働省健康局水道課長通知）に基づき、各検査機関で定めた試験方法の妥当性を予め確認すること。</p> <p style="text-align: center;">表 1 浸出用液の調製における水質の確認方法</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">(略)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>残留塩素</td> <td>「水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成 15 年厚生労働省告示 318 号）」の別表第 1、同別表第 2 又は同別表第 3 に定める方法</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">表 2 浸出液の分析方法</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">(略)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> </table>		(略)	(略)	残留塩素	「水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成 15 年厚生労働省告示 318 号）」の別表第 1、同別表第 2 又は同別表第 3 に定める方法	(略)	(略)
(略)	(略)														
残留塩素	「水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成 15 年厚生労働省告示 318 号）」の別表第 1、同別表第 2、 <u>同別表第 3</u> 又は同別表第 6 に定める方法														
(略)	(略)														
(略)	(略)														
残留塩素	「水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成 15 年厚生労働省告示 318 号）」の別表第 1、同別表第 2 又は同別表第 3 に定める方法														
(略)	(略)														

陰イオン界面活性剤	基準検査方法告示の別表第 24 又は同 別表第 24 の 2 に定める方法
(略)	(略)

別紙方法 1 ～ 5 (略)

陰イオン界面活性剤	基準検査方法告示の別表第 24 に定め る方法
(略)	(略)

別紙方法 1 ～ 5 (略)